

医療法に基づく病院・診療所の変更手続き早見表（病床以外）

県北保健所

変更の内容	対象施設	申請・届出の種類	提出の時期	
管理者の変更、管理者の氏名・住所 診療時間	全施設	開設届出事項の一部変更届	変更後10日以内	
開設者の氏名・住所（法人の理事長や代表者等の変更は除く） 施設の名称 診療科目 診療における病床減少、病院における汚水排出状況 法人の、定款・寄付行為・条例の変更	病院 法人開設診療所	開設許可事項の一部変更届	変更後10日以内	
	個人開設診療所	開設届出事項の一部変更届	変更後10日以内	
開設の目的 従事者の定員（一時的な増減は除く） 敷地の面積・平面図	病院 法人開設診療所	開設許可事項の一部変更許可申請	変更前	
	個人開設診療所	開設届出事項の一部変更届	変更後10日以内	
医療施設の増改築、間取り 各部屋の内部構造、用途 病室の配置、病室毎の病床数	病院 法人開設有床診療所	①開設許可事項の一部変更許可申請 ②構造設備使用許可申請	①は変更前 ②は使用前で①の許可後	
	法人開設無床診療所	開設許可事項の一部変更許可申請	変更前	
	個人 開設	有床診療所	①開設届出事項の一部変更届 ②構造設備使用許可申請	①は変更後10日以内 ②は使用前
		無床診療所	開設届出事項の一部変更届	変更後10日以内
エックス線装置の設置・変更（建物の工事を伴わない場合）	病院	①開設許可事項の一部変更許可申請 ②エックス線備付届・変更届・廃止届 ③構造設備使用許可申請	①は変更前 ②は変更後10日以内 ③は使用前	
	有床診療所	①エックス線備付届・変更届・廃止届 ②構造設備使用許可申請	①は変更後10日以内 ②は使用前	
	無床診療所	エックス線備付届・変更届・廃止届	変更後10日以内	

※ 裏面：書類作成上の注意

書類作成上の注意

- 1 略称、略語は用いず、正しく記載してください。特に「開設法人名称・施設名称・所在地・診療科目」は、既手続き書類を確認してください。
- 2 「法人開設施設」の開設者は「法人名」、代表者は「理事長」を記載してください。
- 3 「管理者」は、「届出された医師」を記載します。（医療法第8条並びに医療法施行令第4条の2第1項及び医療法施行規則第3条）
- 4 個人開設施設の「開設者・管理者」の変更は、施設の「廃止・開設」手続きが必要です。
- 5 変更事項の変更前、変更後の記載は、変更する事項の全てについて記載してください。
例1：診療曜日　：変更曜日だけではなく、1週間を通して記載する。
例2：診療時間　：変更の無い部分も含めて記載する。
例3：従事者の定員：変更する職種のみではなく、全ての職種について記載する。
例4：診療科目　：追加、削除する科目のみではなく、全診療科目を記載する。
- 6 保健所への提出は、添付書類を含めて2部必要です。（証紙貼付は、1部のみ。）
控えが必要な場合は、必要な部数を追加して提出してください。 後日、控えの希望がある場合は、別の手続きが必要です。